第九条を次のように改める。

（営業所の新設に係る許可の特例）

第九条　認定通関業者（関税法第七十九条第一項の認定を受けた者をいう。）である通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、前条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、財務大臣に、その旨を届け出ることができる。

2　前項の届出に係る営業所については、当該届出が受理された時において、前条第一項の許可を受けたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第十条第二項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第十一条第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「第五号まで又は第八号の一」を「第七号まで、第十号又は第十一号のいずれか」に改め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十一条の二第二項から第七項までの規定中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第十二条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二号中「第五号まで又は第八号の一」を「第七号まで、第十号又は第十一号のいずれか」に改める。

第十三条第一項中「通関業者は」の下に「、通関業務を適正に行うため」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書中「が次の各号の一に該当する」を「において取り扱う通関業務に係る貨物が第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により一定の種類の貨物のみに限られている」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削る。

第十八条の見出しを「（料金の掲示）」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条第二項及び第三項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十一条第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第七号までの一」を「第九号までのいずれか」に改める。

第三十二条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「第七号までの一」を「第九号までのいずれか」に改める。

第四章中第三十四条の前に次の一条を加える。

（業務改善命令）

第三十三条の二　財務大臣は、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十四条第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、「、戒告し」を削り、同項第一号中「、この法律に」を「若しくはこの法律に」に改め、「命令」の下に「若しくはこれらに基づく処分」を加え、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十五条第一項及び第三十六条中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十七条第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十八条第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「税関職員をして」を「その職員に、」に改め、同条第二項中「税関職員は、」を削り、「場合には」を「職員は」に改める。

第三十九条第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第四十条の二中「による」の下に「財務大臣」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第五章中第四十条の二の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第四十条の三　財務大臣は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税関長に委任することができる。

第四十一条第一項中「十万円」を「百万円」に改め、同項第二号中「又は第九条の規定」及び「、又は同条の規定により通関業を営むことができる地域以外の地域において」を削る。

第四十二条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　第三十三条の二の規定による命令に違反した者

第四十三条第二号中「税関職員」を「職員」に改める。

第四十四条中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中関税法第八十九条第二項の改正規定、同法第九十一条の改正規定及び同法第九十三条の改正規定並びに第六条中通関業法目次の改正規定及び同法第四十条の次に一条を加える改正規定　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日

二　第三条中関税法第六十九条の二から第六十九条の五までの改正規定、同法第六十九条の七の改正規定、同法第六十九条の八第一項の改正規定、同法第六十九条の十から第六十九条の十四までの改正規定、同法第六十九条の十七の改正規定、同法第六十九条の十八第一項の改正規定及び同法第六十九条の二十第一項の改正規定　平成二十八年六月一日

三　第二条の規定、第三条中関税法第九条の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定（第十二条第八項」を「第十二条第九項（延滞税」に改める部分を除く。）、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項の改正規定並びに第五条の規定　平成二十九年一月一日

四　第三条中関税法目次の改正規定（第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。）、同法第四条第一項第五号の三の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定、同法第九条の二第二項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定（「許可の要件」を削る部分を除く。）、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定（「二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。」を削る部分に限る。）及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の関税法（以下この条及び附則第四条第二項において「新関税法」という。）第六条の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条に規定する書面その他財務省令で定める書類が郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項（定義）に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便をいう。）により提出された場合について適用する。

2　新関税法第十二条第七項及び第八項の規定は、施行日以後に同条第九項に規定する法定納期限が到来する関税に係る延滞税について適用し、施行日前に第三条の規定による改正前の関税法（第五項において「旧関税法」という。）第十二条第八項に規定する法定納期限が到来した関税に係る延滞税については、なお従前の例による。

3　前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）前に関税に係る延滞税について新関税法第十二条第七項第三号の規定を適用する場合には、同号中「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項又は第四項（執行停止）」とあるのは「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第三十四条第二項又は第四項（執行停止）」と、「同法第六十一条」とあるのは「同法第四十八条」とする。